○四国地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
観音寺市大野原町大野原字林屋敷四一三二番一地先から同市大野原町大野原字林屋敷四一三九番一まで	前	二六・三七～四〇・四二メートル	〇・〇二一二キロメートル
	後	二六・三七～四〇・四二メートル	〇・〇二一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市大野原町大野原字林屋敷四一一二番二から同市大野原町大野原字林屋敷四一三八番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月三十日

○四国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
善通寺市大麻町字上ノ村八三番一一から香川県仲多度郡琴平町苗田字荒井一〇三四番四まで	前	八・七一～一四・六一メートル	〇・〇七五キロメートル
	後	一三・五七～一五・八八メートル	〇・〇七五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百十九号	善通寺市大麻町字上ノ村八三番一一から香川県仲多度郡琴平町苗田字荒井一〇三四番四まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月三十日

○北海道開発局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深川市多度志町字チカプオツ原野四六七二番から北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内七三七番一まで	A	一三・五〇～一三・五〇メートル	九三・〇〇～九三・〇〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	一三・〇〇～一三・〇〇メートル	一二・七〇～一二・七〇キロメートル	
	A	一三・五〇～一三・五〇メートル	九三・〇〇～九三・〇〇キロメートル	
	後B・C・D	一三・〇〇～一三・〇〇メートル	一二・七〇～一二・七〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号	北海道爾志郡乙部町字滝瀬七三一番一から同町字滝瀬六四〇番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字栄三九四番から同町字福島二七一番五地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百四十四号	北海道斜里郡小清水町字止別一六〇番一一から同町字止別一三五番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十五号	北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内七七三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十月三十日

○沖縄総合事務局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡恩納村字恩納赤間七三五二番から同村字仲泊安幸地原七七七番一まで	前BA	一八・〇〇～二五・〇〇メートル	六七・〇〇～九四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後BA	一八・〇〇～二五・〇〇メートル	六七・〇〇～九四・〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所